

資料提供

滋賀労働局発表
平成27年12月24日

担当

滋賀労働局労働基準部
監督課長 齊藤 将
専門監督官 倉橋 隆成
電話：077-522-6649
賃金室長 阿閉 重行
賃金室長補佐 山本 敏彦
電話：077-522-6654

監督指導対象の7.2%の事業場で滋賀県最低賃金を下回る ～パート・アルバイトの割合は83.7%と過去5年間で最高～

滋賀労働局（局長 辻 知之）の管内の労働基準監督署（大津、彦根、東近江）が、平成27年1月から3月までの間に、県内251事業場に対して実施した「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導」の結果を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1 監督指導結果の概要

- 監督指導実施期間 平成27年1月から3月までの3か月間※
- 監督指導実施事業場数 251事業場
うち滋賀県最低賃金に関する最低賃金法違反事業場数 18事業場【違反率7.2%】
- 違反事業場における最低賃金未満の労働者数及び特徴
違反事業場における最低賃金未満の労働者数は43人であり、同事業場の全労働者数（352人）に占める割合は12.2%となっています。
また、違反事業場における最低賃金未満の労働者（43人）のうち、パート・アルバイトは36人の83.7%で、過去5年間で最高となりました。
- 上記違反事業場における最低賃金の認識
 - ✓ 滋賀県最低賃金額を知っていた 7事業場（38.9%）
 - ✓ 同最低賃金額は知らないが適用されることは知っている 8事業場（44.4%）
 - ✓ 同最低賃金が適用されることは知らなかった 3事業場（16.6%）

※ 滋賀県最低賃金は例年10月頃に改定されますので、2か月程度の周知期間が経過した翌年1月から3月までの間に、改定後の最低賃金額以上の賃金が支払われているかを主眼とした監督指導を実施することとしています。

2 今後の対応

- ・ 滋賀県最低賃金額の改定（平成27年10月8日から時間額764円[改定前746円]に改定）前後に様々な周知広報を実施しましたが、最低賃金額を知らない事業場が約6割あったことや違反事業場においてパート・アルバイトが多くを占めていることを踏まえ、引き続きリーフレット※の配布等による周知広報を実施します。
※ パート・アルバイトにも最低賃金の適用があることを記載しています。
- ・ 滋賀県最低賃金が時間額764円に改定されたことや、最低賃金額を知っていたにもかかわらず、当該最低賃金額以上の賃金を支払っていない事業場が約4割あったことを踏まえ、滋賀県内の事業場に対し、**滋賀県最低賃金額以上の賃金が支払われているかを主眼とした監督指導を、平成28年1月から3月までの間に集中的に実施**します。

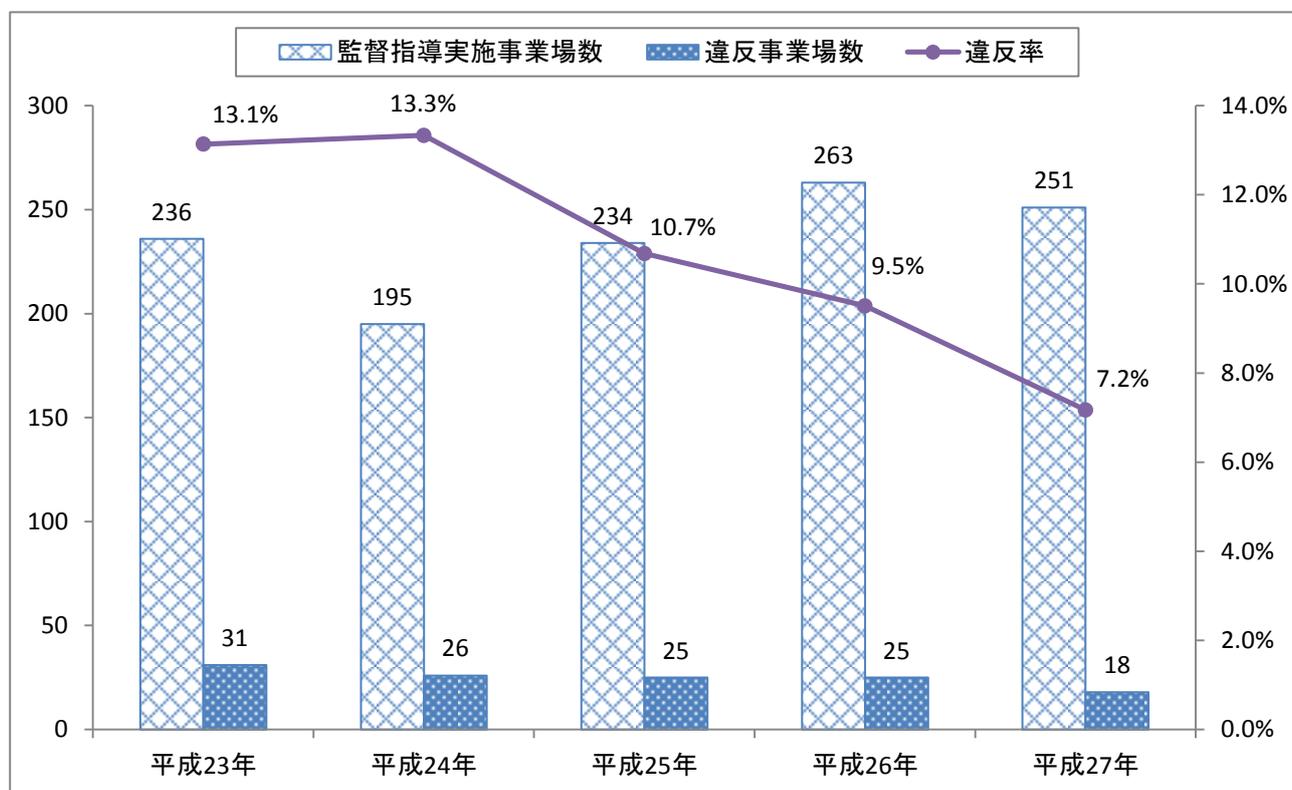
【添付資料】

- ・ 最低賃金法の条文（地域別〈滋賀県〉最低賃金に関する部分）
- ・ 滋賀県最低賃金（時間額764円）の周知広報リーフレット

《最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の詳細》

1 最低賃金法の違反事業場数及び違反率等の推移

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の実施事業場数並びに滋賀県最低賃金に関する最低賃金法の違反事業場数及び違反率の推移は、以下のとおりです。



2 違反事業場における最低賃金未満の労働者の内訳及び特徴

平成27年1月から3月までに実施した最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導において、滋賀県最低賃金に関する最低賃金法違反が認められた事業場における最低賃金未満の労働者の内訳は、以下のとおりです。

違反事業場における最低賃金未満の労働者のうち、パート・アルバイトは36人の83.7%となっています。

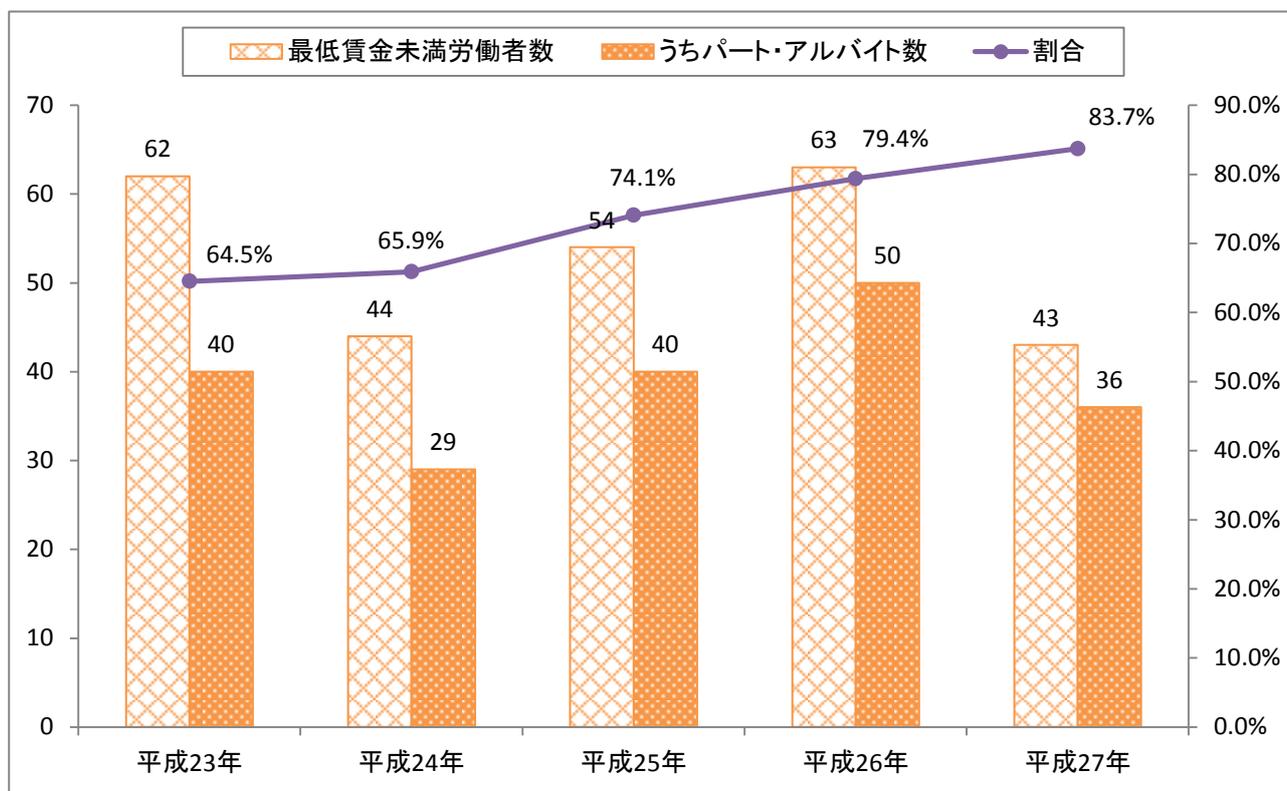
- 違反事業場における最低賃金未満の労働者数 43人
【違反事業場における全労働者数（352人）に占める割合は12.2%】

✓ うち18歳未満	2人（4.7%）
✓ うち65歳以上	16人（37.2%）
✓ うち女性労働者	30人（69.8%）
✓ <u>うちパート・アルバイト</u>	<u>36人（83.7%）</u>
✓ うち障害者	2人（4.7%）

※ 延べ件数

3 最低賃金未満の労働者に占めるパート・アルバイト数とその割合の推移

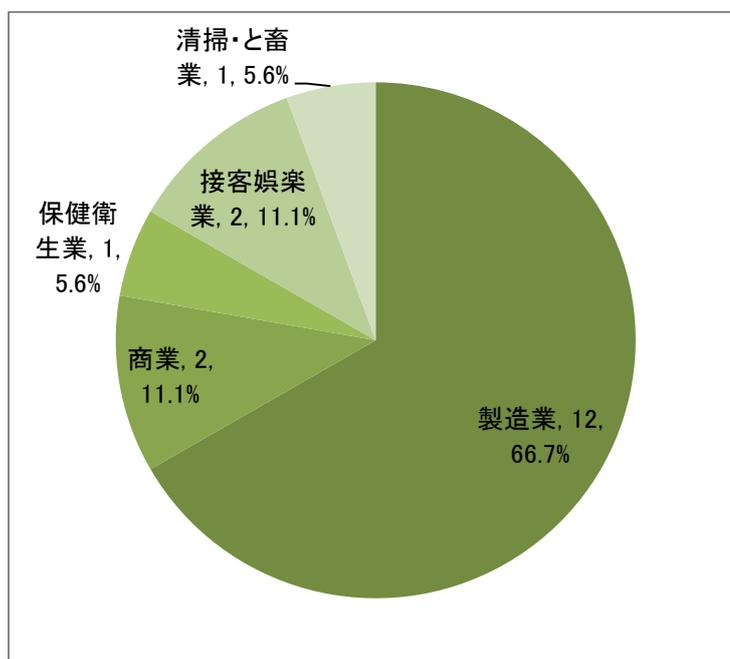
違反事業場における最低賃金未満の労働者のうち、パート・アルバイトの数及びその割合の推移は以下のとおりです。パート・アルバイトの割合は年々増加しており、平成27年は過去5年間で最高となりました。



4 業種別の違反事業場数及びその割合

平成27年1月から3月までに実施した最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導において、滋賀県最低賃金に関する最低賃金法違反が認められた業種別の事業場数及びその割合は、以下のとおりです。

業種	違反事業場数
製造業	12 (66.7%)
商業	2 (11.1%)
保健衛生業	1 (5.6%)
接客娯楽業	2 (11.1%)
清掃・と畜業	1 (5.6%)



最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の条文（抄）
（地域別〈滋賀県〉最低賃金に関する部分）

（最低賃金額）

第三条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によつて定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4（略）

（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3（略）

（地域別最低賃金の決定）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（労働基準監督官の権限）

第三十二条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2・3（略）

（罰則）

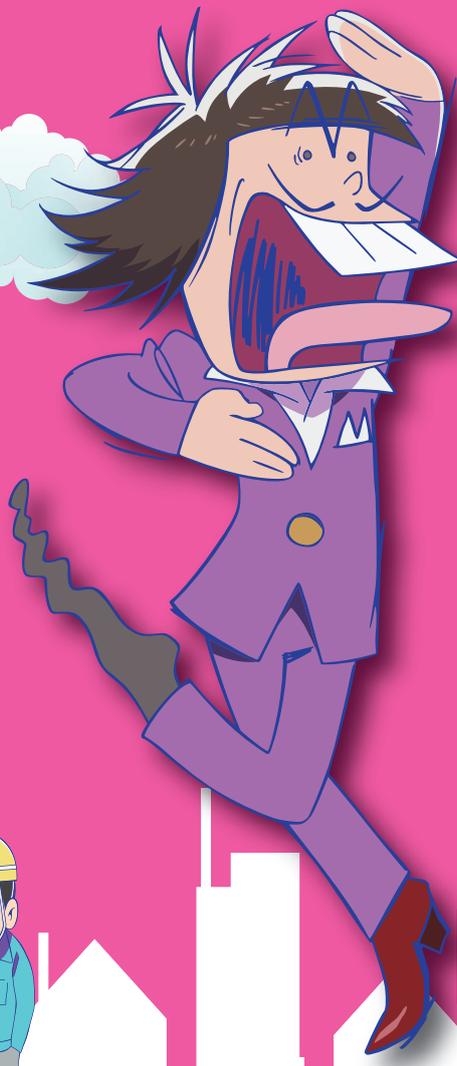
第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

滋賀県最低賃金

時間額 **764**円 **18円UP**

平成27年10月8日から

働くには、最低賃金
チェックざんす。



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
- パソコンでも最低賃金がチェックできます! 最低賃金制度 検索

WEBで
チェック!



80 赤塚不二夫生誕80周年記念作品

おそ松さん

©赤塚不二夫 / おそ松さん製作委員会

最低賃金に関するお問い合わせは滋賀労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

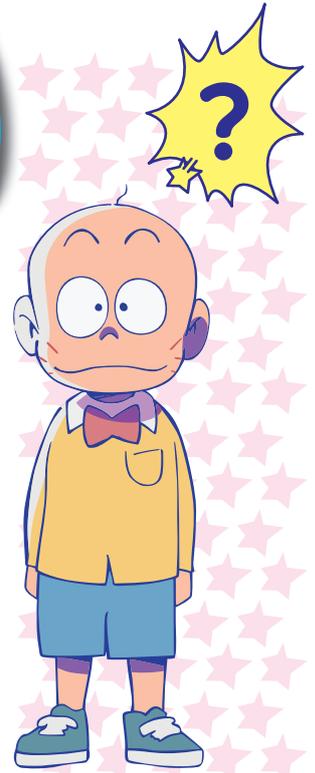
最低賃金制度とは?

POINT



働くすべての人に、賃金の最低額 (最低賃金額) を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。



最低賃金額以上となっているかの チェック方法は?

POINT



チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、最低賃金額 (時間額) と比較します。^(※2)

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間 (時間額に換算) \geq 最低賃金額 (時間額)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月の平均所定労働時間 (時間額に換算) \geq 最低賃金額 (時間額)

(4) 上記 (1)、(2)、(3) が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当 (職務手当など) が月給の場合は、

- ① 基本給 (日給) \rightarrow (2) の計算で時間額を出す
- ② 各手当 (月給) \rightarrow (3) の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額 (時間額)

必ず
チェックだね。



(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、
日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額 (日額)

あなたの賃金は?
スマホ、携帯で調べよう!



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。